



銚子の水道

平成27年7月1日

第32号

編集・発行 銚子市水道課

水道課(24)8982

浄水場(22)8815

水道料金センター 電話(30)3131

FAX(30)3133

水道課ホームページ<http://www.city.choshi.chiba.jp/suidou/>



緊急時には迅速に対応!

～加圧ポンプ付給水車を配備しました～



内 容

- 2ページ 水道料金の取り扱いは…
- 3ページ 解体工事等による給水装置破損事故等防止のお願い
- 4ページ 水道についての質問と回答
- 5ページ 水道施設を紹介します
- 6・7ページ 水道水及び水道原水の水質検査結果についてお知らせします。ほか
- 8ページ 銚子市指定給水装置工事事業者ほか

災害時や漏水事故などにおける断水時の応急給水に対応するため、今年3月に加圧ポンプ付給水車(容量2,000リットル)を配備しました。既存の車載式タンク(容量1,000リットル)による給水車では活動範囲も限られていましたが、今回の加圧ポンプ付給水車の導入により、高所への給水や病院・小中学校などの緊急時防災拠点となる場所への給水、漏水などの事故で断水を余儀なくされた場合の影響世帯への給水など、さまざまな状況での柔軟な対応が可能となりました。

※加圧ポンプ付給水車とは…

加圧ポンプを装備し、公共施設や病院等の受水槽への補給や、応急給水用ポリタンク等への給水を短時間に効率的に行うことができる車両です。

水道料金の取り扱いや、水道の使用開始・中止の申し込みは 銚子市水道料金センターへ

水道課では、水道料金の収納業務や水道メーターの検針業務などを民間会社（株式会社ジェネッツ）に委託しています。
現在、市役所2階の水道課では、水道料金の取り扱いを行っていません。

銚子市水道料金センターの 取り扱い業務内容

- 水道メーターの検針業務
 - 窓口および電話による水道の使用開始や中止などの届出受付業務
 - 水道の使用開始、中止に伴う現地での開閉栓業務
 - 料金に関する納入通知書の作成、発送業務
 - 水道料金および下水道使用料の収納業務
 - 未納水道料金等に関する督促業務
 - インターネットによる水道の使用開始や使用中止などの届出受付業務（銚子市水道課のホームページにリンクした受託会社の届出専用ページにて受付します。）
- 携帯電話からは、携帯版のQRコードをご利用ください。



携帯版QRコード

コンビニエンスストアでも お支払いができます

仕事などの都合で、金融機関等でのお支払いができない場合は、コンビニでのお支払いが便利です。全国の取扱コンビニで休日、夜間でもお支払いが可能です。

お支払い方法など

- ・コンビニのレジに納入通知書を提示し、現金でお支払いください。
 - ・お支払いは、納入通知書に記載された納入期限までにお願います。
 - ・汚れ等により、バーコードの読み取りができないものは、コンビニでのお取り扱いができませんので、収納取扱金融機関または水道料金センターでお支払いください。
- ※口座振替をご利用のお客様には、納入通知書の送付はしていません。

□取扱コンビニ店

セブンイレブン	ローソン
ファミリーマート	デイリーヤマザキ
ヤマザキデイリーストア	サークルK
サンクス	ミニストップ
セイコーマート	ココストア
スリーエフ	ポプラ
コミュニティストア	セーブオン
MMK(マルチメディアキオスク)設置店	

銚子市水道料金センター（株式会社ジェネッツ 銚子営業所）

銚子市中央町9-30 富士薬品ビル3階
電話 0479(30)3131 FAX 0479(30)3133

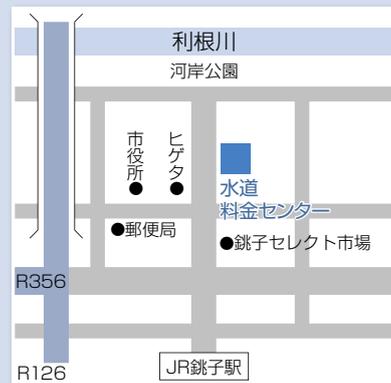
●営業時間

平日/午前8時30分～午後6時 土曜/午前8時30分～正午
日曜、祝日、年末年始は休業します

※水道の使用開始、引っ越しによる中止精算については、電話、ファックス等にて、開閉栓希望日の前営業日までに、水道料金センターへお申し込みください。

●身分証明書の携帯

水道料金センターの職員（株式会社ジェネッツの社員・検針員）は、銚子市水道課が交付する身分証明書を必ず携帯していますので、ご不審の場合は身分証明書の提示を求めるか、水道料金センターまでお問い合わせください。



解体工事等による給水装置破損事故等防止のお願い

最近、建物の解体工事等において、給水装置（水道管）の破損による漏水事故や水道の無断使用等のトラブルが多発しています。

解体工事等の依頼主や工事関係者の皆様は、下記の注意事項をご理解いただき、給水装置（水道管）の破損事故等の防止にご協力ください。

給水装置の事前調査等

- 敷地内の給水装置の設置場所を確認してください。水道課（市役所2階）にて設置場所を確認することができます。詳しいことは**水道課給水装置班（0479-24-8983）**へお問い合わせください。
- 給水装置を撤去し、水道を使用しなくなる場合は、必ず**指定給水装置工事業者**に撤去工事を依頼してください。
- 水道の使用休止中の建物の解体工事で水道水を使用する場合は、必ず**水道料金センター（0479-30-3131）**へ連絡してください。
※無断で水道水を使用することはできません。



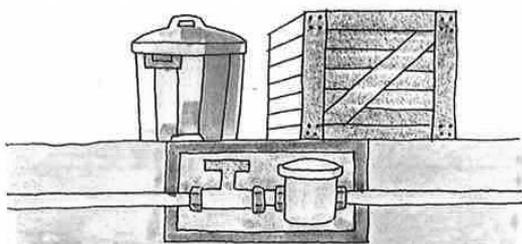
解体工事の注意事項

- 給水装置（水道管、水道メーター及び止水栓）の位置を重機オペレータや作業従事者に明示し、破損させないように慎重に作業してください。

給水装置を破損した場合

- 破損箇所を確認し、止水栓やメーターボックス内のバルブで止水してください。
- 止水栓等で止水できない場合は、速やかに**指定給水装置工事業者**に修理を依頼してください。
※給水装置は個人財産のため、破損等を起こした場合は、水道課では修理を行いません。

水道メーターの検針にご協力ください



メーターボックスの上に物を置かないでください



犬は放し飼いにせず、出入口やメーターボックスから離れてつないでおいてください



家の増改築などで、水道メーターが床下や屋内にならないように、検針しやすい場所に移してください



メーターボックスの中は、いつもきれいにしておいてください

水道についての質問と回答(Q&A)

■水道料金について

質問 水道料金の支払い方法は？

回答 水道料金については、2か月ごとに検針を行いその使用水量に基づき料金を算出・請求します。送付する納入通知書(請求書)には支払期限が明記されていますので、期限内にお支払い下さい。納入期限までに納めていただけない場合、督促状を送付します。さらにお支払いが無い場合、あらかじめお知らせした上で、給水を停止することがあります。

お支払い方法

口座振替

お客様の預金口座から2か月に1回、自動引き落としによってお支払いいただく方法です。口座振替日は、検針月の翌月の10日(休日の場合は翌営業日)です。

納入通知書

納入通知書でお支払いいただく方法です。金融機関、コンビニ、水道料金センターの各窓口でお支払いできます。納入通知書の発送は、検針月の25日ごろ(休日の場合は直前営業日)です。

※クレジットカードでのお支払いはできません。

質問 水道料金のしくみはどうなっているの？

回答 水道料金は、使用水量に応じ基本料金と従量料金の合計で計算します。(下表参照)

このうち、基本料金は水道メーターの口径によって変わり、メーター口径が25mmまでは2か月分の使用水量16㎡まで基本料金のみとなり、これを越えた分は従量料金を加えて計算します。

メーター口径が40mm以上の場合、使用水量1㎡から従量料金が発生し基本料金に加えて計算します。

〈水道料金表〉

基本料金表(2か月分・消費税抜き)

メーター口径	基本料金
13mm	1,860円
20mm	2,700円
25mm	4,000円
40mm	12,400円
50mm	22,600円
75mm	47,000円
100mm	77,000円
150mm	165,600円

従量料金表(2か月分・消費税抜き。一般用)

使用水量	従量料金(1㎡あたりの料金)		
	13・20・25mm	40・50mm	75・100・150mm
1㎡以上16㎡以下	0円		
16㎡を超え40㎡以下	155円	195円	255円
40㎡を超え200㎡以下	195円		
200㎡を超え600㎡以下	255円	255円	
600㎡を超え2,000㎡以下	315円	315円	315円
2,000㎡を超えるもの	355円	355円	355円

※上記により算定した料金に消費税額を加算した額を請求させていただきます。

※水道を使用しなくても、中止又は廃止の届出をしない場合は基本料金がかかります。

■手続きについて

質問 新たに水道を使用するときの手続きは？

回答 引っ越しなどにより新たに水道を使用するときは、必ず水道料金センターまでご連絡下さい。給水開始の申し込みをせずに水道を使用することはできません。

お知らせいただく内容

- 水道を使用する住所(アパートなどの場合は、建物の名称と部屋番号)
- 使用者の氏名と連絡先(電話番号)
- 使用を開始する年月日

質問 水道の使用を止めるときの手続きは？

回答 引っ越しなどにより現在使用している水道を止めるときは、水道料金の精算が必要です。引っ越しの日程が決まりましたら、早めに水道料金センターまでご連絡下さい。

引っ越しの日に検針を行い、料金を算出し、引っ越し先へ納入通知書(請求書)を送付します。また、現地で料金を清算することもできます。

お知らせいただく内容

- 水栓番号(お客さま番号)※「使用水量のお知らせ」に表示してあります。
- 使用していた住所と使用者氏名
- 引越日と引越先

質問 宅地内の水道工事(修理)の手続きは？

回答 各家庭における水道の新設・増設・変更・撤去・漏水の修理は、銚子市が指定する「指定給水装置工事事業者」に依頼して下さい。



水道施設を紹介します

～本城浄水場～

施設概要

本城浄水場は、昭和12年に創設された銚子市唯一の浄水場です。当時の浄水能力は1日4,500 m^3 でした。その後6次の拡張工事、創設当時のろ過池の休止等をへて、現在は浄水能力1日31,200 m^3 となっています。水源は利根川水系黒部川及び白石貯水池で、本城浄水場で造られた水道水は概ね長塚町から東の地域と三崎、豊岡地域に給水しています。松岸町以西の地域は、東総広域水道企業団（東庄町笹川浄水場）から浄水を受水して給水しています。

本城浄水場施設の諸元

所在地	銚子市本城町6丁目1308番地		
浄水能力	31,200 m^3 /日		
水源	利根川水系黒部川及び白石貯水池		
沈澱池	薬品沈澱池（傾斜板付沈降装置）5池		
ろ過池	急速ろ過池18池		
浄水池	2池 容量1,938 m^3		
污泥処理施設	天日乾燥床 14床	濃縮槽 2池	回収槽 2池



◎主な設備

薬品沈澱池（傾斜板付沈降装置）



水源から送られてきた原水に凝集剤（ポリ塩化アルミニウム）を注入します。原水中に溶け込んでいる物質や浮遊物は、大きな粒子のかたまりとなり沈みます。次に、次亜塩素酸ナトリウムを注入して塩素消毒をします。

ろ過池



沈澱池で取り除けなかった原水中の細かい浮遊物を砂と砂利の層を通過させて取り除きます。水道水の出来上がりです。

送水ポンプ



浄水池から高台にある配水池へ送水して自然流下方式で市内へ給水します。送水ポンプは11台あります。

排水処理設備



沈澱池、ろ過池で発生した汚泥を自然乾燥で脱水する設備です。場内に14床あります。

検査結果についてお知らせします。

(平成26年度測定数値)

水道水が安全で良質なことを確認しています。 ■問合せ 本城浄水場☎(22)8815

	No.	項目名	単位	水質基準値	水道水			原水	
					浄水 (本城浄水場内)	犬吠埼 (本城系)	猿田町 (企業団系)	高田川 (白石取水場)	黒部川 (新宿取水場)
健康に 関連する 項目	27	総トリハロメタン	mg/ℓ	0.1mg/ℓ以下	0.019	0.044	0.035	—	—
	28	トリクロロ酢酸	mg/ℓ	0.2mg/ℓ以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	—	—
	29	ブロモジクロロメタン	mg/ℓ	0.03mg/ℓ以下	0.004	0.009	0.009	—	—
	30	ブロモホルム	mg/ℓ	0.09mg/ℓ以下	0.003	0.012	0.007	—	—
	31	ホルムアルデヒド	mg/ℓ	0.08mg/ℓ以下	0.002未満	0.002	0.002未満	—	—
水道 が有 すべ き性 状に 関連 する 項目	32	亜鉛及びその化合物	mg/ℓ	1.0mg/ℓ以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.010	0.003
	33	アルミニウム及びその化合物	mg/ℓ	0.2mg/ℓ以下	0.04	0.04	0.02	1.21	0.40
	34	鉄及びその化合物	mg/ℓ	0.3mg/ℓ以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	1.39	0.61
	35	銅及びその化合物	mg/ℓ	1.0mg/ℓ以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
	36	ナトリウム及びその化合物	mg/ℓ	200mg/ℓ以下	24.1	29.1	36.1	29.6	23.3
	37	マンガン及びその化合物	mg/ℓ	0.05mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.138	0.091
	38	塩化物イオン	mg/ℓ	200mg/ℓ以下	40.1	40.7	45.6	37.3	35.4
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/ℓ	300mg/ℓ以下	76	79	82	152	74
	40	蒸発残留物	mg/ℓ	500mg/ℓ以下	191	195	193	359	200
	41	陰イオン界面活性剤	mg/ℓ	0.2mg/ℓ以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
	42	ジェオスミン	mg/ℓ	0.00001mg/ℓ以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000002	0.000003
	43	2-メチルイソボルネオール	mg/ℓ	0.00001mg/ℓ以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000002	0.000006
	44	非イオン界面活性剤	mg/ℓ	0.02mg/ℓ以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.007	0.002未満
	45	フェノール類	mg/ℓ	0.005mg/ℓ以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
	46	有機物[全有機炭素(TOC)の量]	mg/ℓ	3mg/ℓ以下	1.3	1.3	0.6	3.3	3.2
	47	pH 値	—	5.8以上8.6以下	7.2	7.2	7.4	7.7	7.9
	48	味	—	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	—	—
49	臭気	—	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	藻臭	藻臭・カビ臭	
50	色度	度	5度以下	1.0未満	1.0未満	1.0未満	9.4	9.3	
51	濁度	度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	9.2	13.2	
52	残留塩素	mg/ℓ	0.1mg/ℓ以上	0.9	0.4	0.4	—	—	

注1 表中の「〇〇未満」表示は定量限界値のためです。

注2 1の一般細菌の単位、CFUは集落数です。

注3 52の残留塩素は水質基準ではありませんが、水道法施行規則で衛生上必要な措置として定められています。

貯水槽(受水槽や高置水槽)を設置されている方へ

ビル、アパート、学校、病院などの多くは、水道水を受水槽にいったん受けて、使用者に給水しています。

これらのうち、有効水量10m³を超える受水槽を設置されている方(設置者)は、法令により毎年1回、国の登録を受けた検査機関の検査を受け、定期的な点検や清掃が義務付けられています。

有効水量10m³以下の受水槽を設置されている方は、法令による義務付けはありませんが、いつでも安全で安心な水を利用できるよう、年1回以上の清掃と水の色、味、臭いなどの点検をお願いします。

また、マンホールのふたのカギや防虫網にも異常がないか確認をお願いします。

問合せ 水道課給水装置班☎(24)8983

水道水及び水道原水の水質

水道課では、定期的に水質検査を実施し、

	No.	項目名	単位	水質基準値	水道水			原水	
					浄水 (本城浄水場内)	犬吠埼 (本城系)	猿田町 (企業団系)	高田川 (白石取水場)	黒部川 (新宿取水場)
健康に 関連 する 項目	1	一般細菌	CFU/ml	100以下	0	0	0	12,317	1,049
	2	大腸菌	+ -	検出されないこと	-	-	-	+	+
	3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003mg/l以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
	4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005mg/l以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
	5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001
	8	六価クロム化合物	mg/l	0.05mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04mg/l以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.131	0.037
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10mg/l以下	1.77	1.77	1.52	12.28	1.39
	12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8mg/l以下	0.12	0.12	0.12	0.08未満	0.13
	13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1.0mg/l以下	0.04	0.05	0.05	0.04	0.11
	14	四塩化炭素	mg/l	0.002mg/l以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
	15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04mg/l以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
	17	ジクロロメタン	mg/l	0.02mg/l以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
	18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	20	ベンゼン	mg/l	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	21	塩素酸	mg/l	0.6mg/l以下	0.06未満	0.06未満	0.06未満	-	-
	22	クロロ酢酸	mg/l	0.02mg/l以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	-	-
	23	クロロホルム	mg/l	0.06mg/l以下	0.003	0.004	0.007	-	-
	24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.04mg/l以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	-	-
	25	ジブromokloroメタン	mg/l	0.1mg/l以下	0.009	0.020	0.012	-	-
	26	臭素酸	mg/l	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	-	-

◎放射性物質の測定について

福島第一原子力発電所の事故による水道水への放射能の影響については、本城浄水場および東総広域水道企業団笹川浄水場において、毎月放射性物質の測定を実施していますが、測定結果は毎回不検出で、国が示した基準値を下回っております。

上水道への切り替えをお奨めします！

銚子市内の地下水の水質は、年々悪くなる傾向にあります。

特に、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（生活排水や肥料の影響を示すもので、乳児には呼吸障害を起こす原因になることが知られています。）は、他の項目に比べ環境基準超過率が高い状況が続いています。

本市における地下水汚染の原因は、家畜排せつ物の不適正処理、畑地への過剰施肥によるものです。

水道の給水区域にお住いの場合は、井戸水から上水道への切り替えをお奨めします。

>>> 銚子市指定給水装置工事事業者 <<<

※市内業者のみ掲載しております。
(全事業者名は水道課ホームページに掲載)

No.	事業者名	所在地	電話番号	No.	事業者名	所在地	電話番号
1	(株)野口工業	銚子市新地町1489	22-0043	16	明成設備(株)	銚子市和田町6-1	22-1011
2	(有)辻電業社	銚子市唐子町33-5	22-2147	17	伊藤水道(株)	銚子市長塚町5-2787	23-0362
3	(株)藤本設備	銚子市栄町1-1456	22-1207	18	(有)コ一チ設備	銚子市上野町241-12	25-8533
4	(株)中根工務店	銚子市長塚町3-258-2	24-7511	19	石毛商事(株)	銚子市芦崎町371	33-2335
5	宮銀水道設備	銚子市新生町1-122	22-0007	20	川口住設工業	銚子市松岸町3-329-1	24-2527
6	(株)シラト設備	銚子市新生町2-22-4	24-4123	21	外川燃料設備	銚子市榊町3440-6	24-2292
7	和光設備(株)	銚子市東芝町1-7	23-3245	22	常盤燃料	銚子市植松町2205	23-6107
8	(株)嘉平屋設備	銚子市芦崎町116	33-0068	23	梶山商店	銚子市猿田町632	33-0378
9	(有)大川水道設備	銚子市川口町2-6397	22-3572	24	(有)コバヤシ	銚子市松岸町1-94	25-6741
10	清永建設(株)	銚子市桜井町472	30-1919	25	下谷設備	銚子市小浜町1698	23-8541
11	(有)山平商店	銚子市高田町3-774	33-0029	26	(株)飯田富蔵商店	銚子市陣屋町4-11	22-1714
12	銚子燃料(株)	銚子市松岸町3-383	22-0961	27	銚子簡易ガス事業協同組合	銚子市唐子町371-30	23-5711
13	(有)沼橋管工設備	銚子市高神西町548	23-2588	28	(有)節工業	銚子市黒生町7353-3	25-6772
14	(有)三東建設	銚子市大橋町15-5	23-6450	29	保立電気店	銚子市内浜町1548	22-5893
15	小原設備	銚子市春日町3138-6	22-4833				

平成27年7月1日現在

◎ ご家庭の水道工事は、銚子市指定給水装置工事事業者へご相談ください。

ご存知でしたか？

家庭内の漏水の

みつけかた



家庭内の漏水は、水道メーターを見ることで簡単に見つけることができます。

まず、家庭内の蛇口を全部閉めた後、水道メーターのフタを開けます。(右写真)メーターの数字の表示部の下にパイロットと呼ばれる回転体がある。パイロットと呼ばれる回転体は、水が流れている状態です。水を使っていないはずなのにパイロットが回転する場合は、漏水の疑いがあります。

漏水時の水道料金について

水道利用者が費用を負担し、道路の下に埋まっている配水管から分岐して引き込んだ給水管や蛇口などは、水道利用者の持ち物でありご自分で管理していただくものです。

また、水道料金の算定基準となる使用水量は、水道メーターで計量した水量です。

したがって、水道メーターより蛇口側で発生した漏水量に応じた水道料金については、原則として水道利用者にお支払いいただくこととなります。

しかし、漏水量が多く水道メーターの検針値が普段の何倍にもなった場合などには、水道利用者の負担を考慮し、一定の基準を満たす場合に限って、漏水量の一部について水道料金を減免することがあります。

詳しい内容は、水道料金センターにお問い合わせください。

■ 問合せ

水道料金センター ☎(30)3131